

奈良県公報

目次

ページ

〇奈良県知事の資産等の公開に関する
条例施行規則の一部を改正する
規則

〈規則〉

一

規則

奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月二十三日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第一号

奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年十月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四及び第二十八条の五に基づく土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第三十一条に基づく長期譲渡所得、同法第三十二条に基づく短期譲渡所得並びに同法第三十七条の十に基づく株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四第一項に規定す

る土地等に係る事業所得等の金額

二 租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額

三 租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額

四 租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額

五 租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

額

第三号様式中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。